

2026年版 らくらく宅建塾シリーズ 追録（法改正情報）

発刊後に確定された、令和8年施行の法改正に伴う、「2026年版 らくらく宅建塾シリーズ」における、内容の変更箇所をご案内いたします。

2026年版 らくらく宅建塾 [基本テキスト]

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
106	(3)登記義務について キーポイントの下に追記	記述なし	[注！] 所有権の登記名義人の氏名・名称、住所に変更があった場合、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない。	2026/6/3
513	(1)住宅取得の場合の課税標準の特例	床面積が50㎡以上（一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上）240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	2026/6/3
515	(3)免税点	土地 ⇒ <u>10万円</u> 家屋 - 売買・交換・贈与の場合 ⇒ 一戸につき <u>12万円</u> └ 新築・増改築の場合 ⇒ 一戸につき <u>23万円</u>	土地 ⇒ 16万円 家屋 - 売買・交換・贈与の場合 ⇒ 一戸につき 34万円 └ 新築・増改築の場合 ⇒ 一戸につき 66万円	2026/6/3
517	5.新築住宅の税額控除 1行目	床面積が50㎡以上 280㎡以下の新築住宅は、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下 の新築住宅は、	2026/6/3

2026年版 マンガ宅建塾

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
61	(3) 売買の場合の登記義務はなしの最後に追記	記述なし	また、所有権の登記名義人の氏名・名称、住所に変更があった場合も、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない。	2026/6/12
251	(1)課税標準の控除(住宅) 1行目	床面積が50㎡以上240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	2026/6/12
252	<新築住宅の税額控除> 1行目	床面積が50㎡以上 280㎡以下の新築住宅は、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下 の新築住宅は、	2026/6/12

2026年版 まる覚え宅建塾 [総まとめテキスト]

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
59	(3)登記義務について キーポイントの下に追記	記述なし	[注！] 所有権の登記名義人の氏名・名称、住所に変更があった場合、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない。	2026/6/3
335	(1)住宅取得の場合の課税標準の特例	床面積が50㎡以上（一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上）240㎡以下の新築住宅を取得した場合は、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下の新築住宅を取得した場合は、	2026/6/3
337	(3)免税点	土地 ⇒ <u>10万円</u> 家屋 - 売買・交換・贈与の場合 ⇒ 一戸につき <u>12万円</u> └ 新築・増改築の場合 ⇒ 一戸につき <u>23万円</u>	土地 ⇒ 16万円 家屋 - 売買・交換・贈与の場合 ⇒ 一戸につき 34万円 └ 新築・増改築の場合 ⇒ 一戸につき 66万円	2026/6/3
339	5.新築住宅の税額控除 1行目	床面積が50㎡以上 280㎡以下の新築住宅は、	床面積が 40㎡（原則）以上 240㎡以下 の新築住宅は、	2026/6/3

2026年版 らくらく宅建塾 [基本問題集]

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
63	問題 [31] 不動産登記法 解説肢(1)全文、参照頁	誤。住所について変更があっても、変更の登記の申請をしなくても一向にかまわない。だから、1カ月以内に、変更の登記を申請しなくてもOKだ。 らくらく参照頁：106頁(3)	誤。所有権の登記名義人の氏名・名称、住所に変更があった場合、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない。 1カ月以内ではないので本肢は×だ。 らくらく参照頁：なし	2026/6/3
493	問題 [243] 不動産取得税 解説肢(2)の2行目	(課税標準が10万円未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない)	(課税標準が16万円未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない)	2026/6/3
497	問題 [245] 不動産取得税 解説肢(3)の2-4行目	土地の場合は10万円、家屋の取得のうち建築に係るもの(新築・増改築のことは、1戸につき23万円、その他の家屋の取得(売買・交換・贈与のことは1戸につき12万円)が免税点となっている	土地の場合は16万円、家屋の取得のうち建築に係るもの(新築・増改築のことは、1戸につき66万円、その他の家屋の取得(売買・交換・贈与のことは1戸につき34万円)が免税点となっている	2026/6/3

2026年版 過去問宅建塾 (1) [権利関係]

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
150	不動産登記法 [平30-14] 解説肢(4)全文	誤。住所について変更があっても、変更の登記の申請をしなくても一向にかまわない。だから、1カ月以内に、変更の登記を申請しなくてもOKだ。	誤。所有権の登記名義人の氏名・名称、住所に変更があった場合、変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない。 1カ月以内ではないので本肢は×だ。	2026/6/3

2026年版 過去問宅建塾 (3) [法令上の制限・その他の分野]

頁	変更箇所	変更前	変更後	ご案内日
413	不動産取得税 [平19-28] 解説肢(1)の2行目	だから、土地の場合、課税標準の金額が10万円未満のときは、不動産取得税が課されないことになっている。	だから、土地の場合、課税標準の金額が16万円未満のときは、不動産取得税が課されないことになっている。	2026/6/3
415	不動産取得税 [平30-24] 解説肢(4)の1-3行目	(4)誤。課税標準となる金額が、一定未満(土地の場合は10万円未満、家屋の売買・交換・贈与の場合は1戸につき12万円未満、家屋の新築・増改築の場合は1戸につき23万円未満)の場合は、不動産取得税は課されない。	(4)誤。課税標準となる金額が、一定未満(土地の場合は16万円未満、家屋の売買・交換・贈与の場合は1戸につき34万円未満、家屋の新築・増改築の場合は1戸につき66万円未満)の場合は、不動産取得税は課されない。	2026/6/3
417	不動産取得税 [平18-28] 解説肢(4)の1行目	床面積が50㎡以上(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上)240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	床面積が40㎡(原則)以上240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	2026/6/3
417	不動産取得税 [平18-28] Point!内①の1行目	① 床面積が50㎡以上(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上)240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	① 床面積が40㎡(原則)以上240㎡以下の新築住宅を取得した場合には、	2026/6/3
421	不動産取得税 [令3-24] 解説肢(1)の1行目	個人が床面積50㎡以上240㎡以下の既存(中古)住宅を自己の居住用に取得した場合、	個人が床面積40㎡(原則)以上240㎡以下の既存(中古)住宅を自己の居住用に取得した場合、	2026/6/3
423	不動産取得税 [令2-24] 解説肢(2)の2行目	一定の金額未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない(課税標準が10万円未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない)。	一定の金額未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない(課税標準が16万円未満の土地の取得に対しては、不動産取得税は課されない)。	2026/6/3
425	不動産取得税 [令6-24] 解説肢(2)の1-4行目	課税標準が、土地の取得の場合は10万円未満、家屋の取得のうち建築に係るもの(新築・増改築のことは1戸につき23万円未満、家屋の取得のうちその他のもの(売買・交換・贈与のことは1戸につき12万円未満)なら、不動産取得税が課されない。	課税標準が、土地の取得の場合は16万円未満、家屋の取得のうち建築に係るもの(新築・増改築のことは1戸につき66万円未満、家屋の取得のうちその他のもの(売買・交換・贈与のことは1戸につき34万円未満)なら、不動産取得税が課されない。	2026/6/3
425	不動産取得税 [令6-24] Point!内	① 土地 → 10万円 ② 家屋の売買・交換・贈与 → 12万円 ③ 家屋の新築・増改築 → 23万円	① 土地 → 16万円 ② 家屋の売買・交換・贈与 → 34万円 ③ 家屋の新築・増改築 → 66万円	2026/6/3